

第1章

計画について

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象
5. 計画の推進体制
6. 計画の評価方法

1. 計画の趣旨

石垣市においては、本市の特徴や市民の健康状態をもとに、市特有の健康課題を明らかにした上で、平成18年度に最初の健康増進計画「健康いしがき21」を策定しました。平成24年度には「健康いしがき21（第2次）」を策定し、市民の健康づくりのための取り組みを推進してきました。本計画の目標年次を令和4年度としましたが、国の「健康日本21（第二次）」及び沖縄県の「健康おきなわ21（第2次）」の終期延長に伴い、本市においては令和6年度までに延長しました。

社会が多様化する中で各個人が抱える健康課題も多様化しており、誰ひとり取り残さない健康づくりのために、集団や個人の特性を踏まえたより実効性をもつ取り組みの推進が求められています。

国は令和5年度に「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指して「健康日本21（第三次）」を示し、沖縄県においては「県民が健康・長寿を維持継承し、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることが大切である」との基本理念のもと、「健康おきなわ21（第3次）」が策定されました。

今回、「健康いしがき21（第2次）」の終期をむかえるにあたり、健康増進法に基づく「健康いしがき21」、食育基本法に基づく「石垣市食育推進計画」、成育医療等基本方針に基づく「母子保健計画」を一本化し、すべてのライフステージにおけるあらゆる健康施策の基本となる「健康いしがき21プラン」を策定しました。

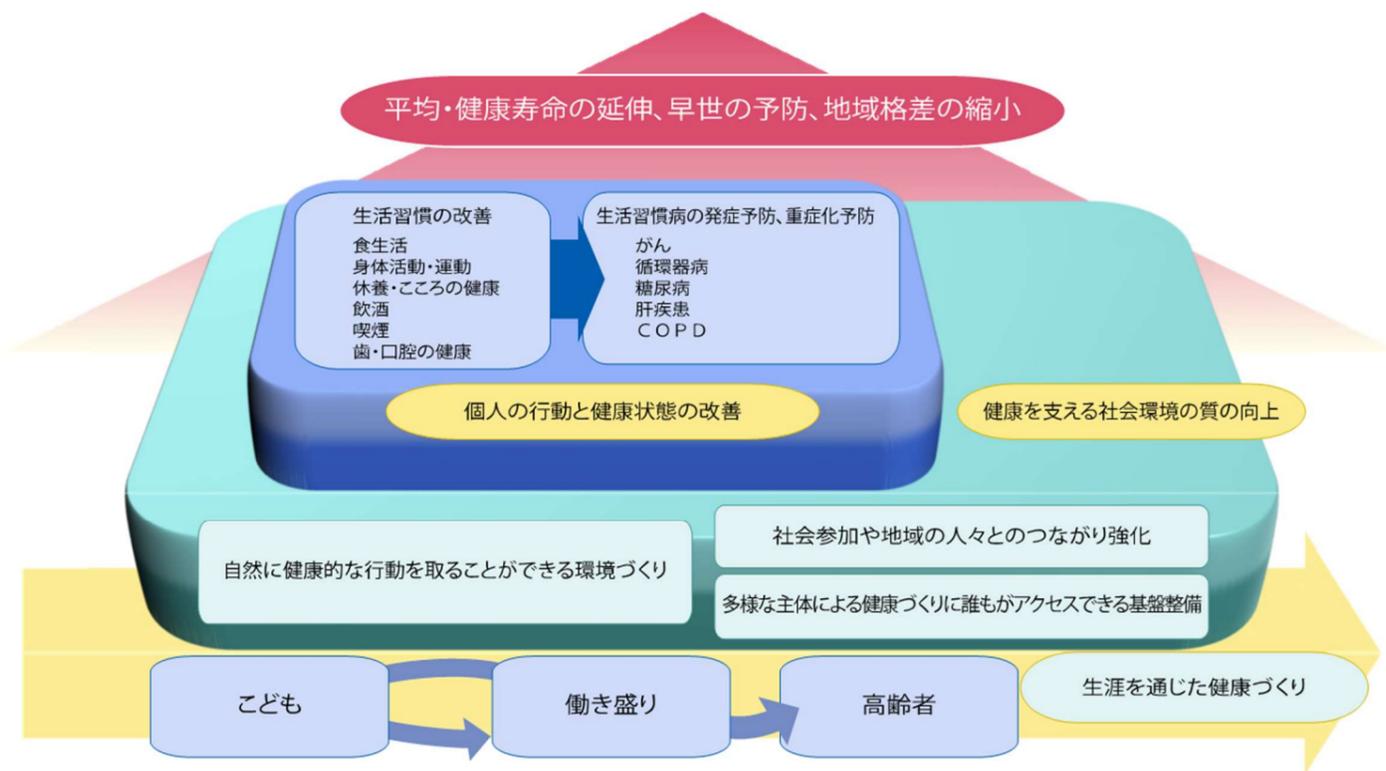
今後は本市における健康づくりを、「健康増進」・「食育推進」・「母子保健」の三本柱として位置づけ、それぞれの視点から、市民が主体的に取り組める実効性のある対策を進めてまいります。

図表 1

《 健康おきなわ 21（第3次）の概念図 》

基本理念

県が健康・長寿を維持継承し、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることが大切である



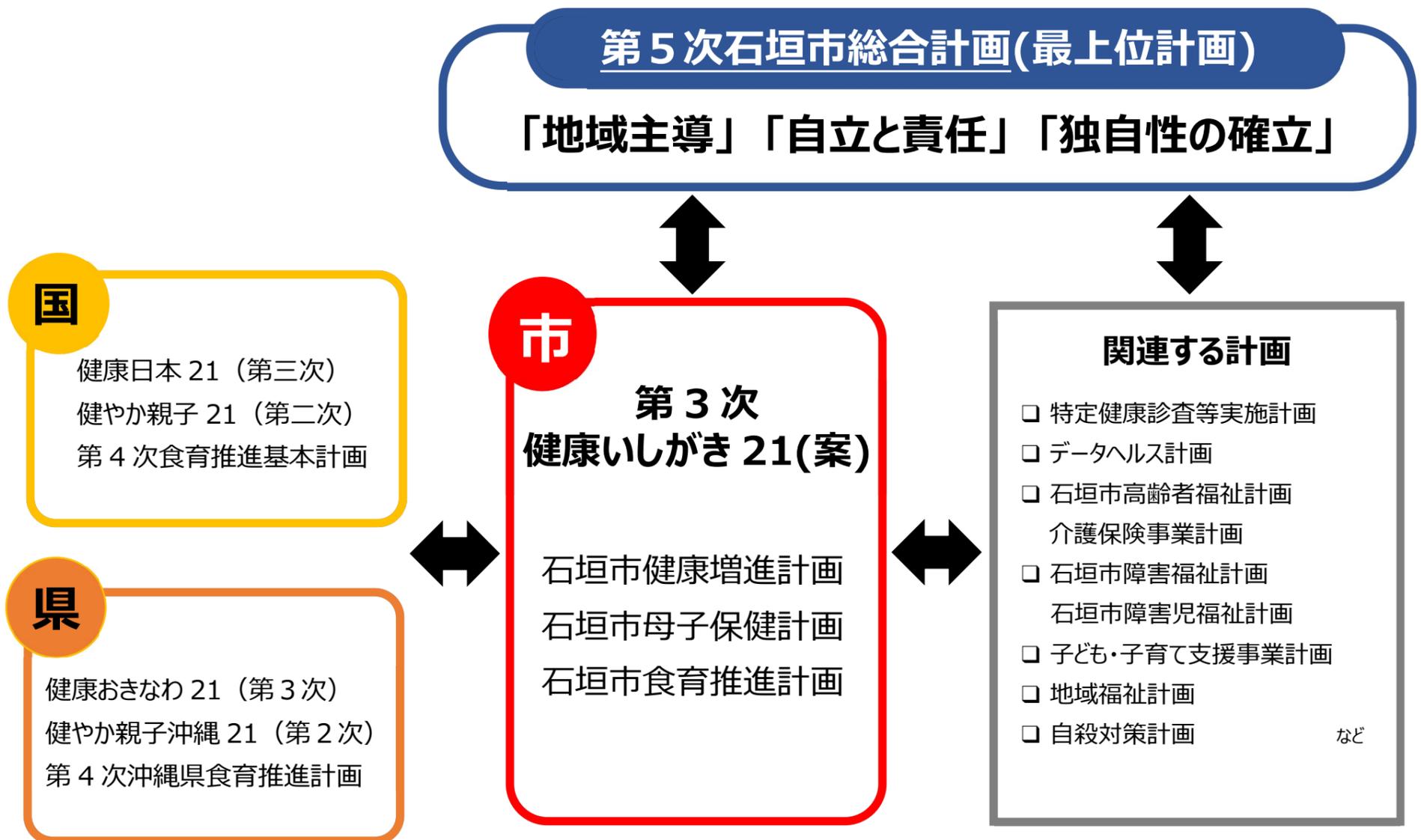
基本的方向

- (1) 個人の行動と健康状態の改善
 - ①生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - ②生活習慣の改善
- (2) 健康を支える社会環境の質の向上
- (3) 生涯を通じた健康づくり

2. 計画の位置づけ

本計画は、第5次石垣市総合計画を最上位計画とし、市民の健康増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な施策を明らかにするものです。計画の策定にあたっては、今回の目標項目に関連する、全国・沖縄県・石垣市で策定された各種計画との十分な整合性を図りました。

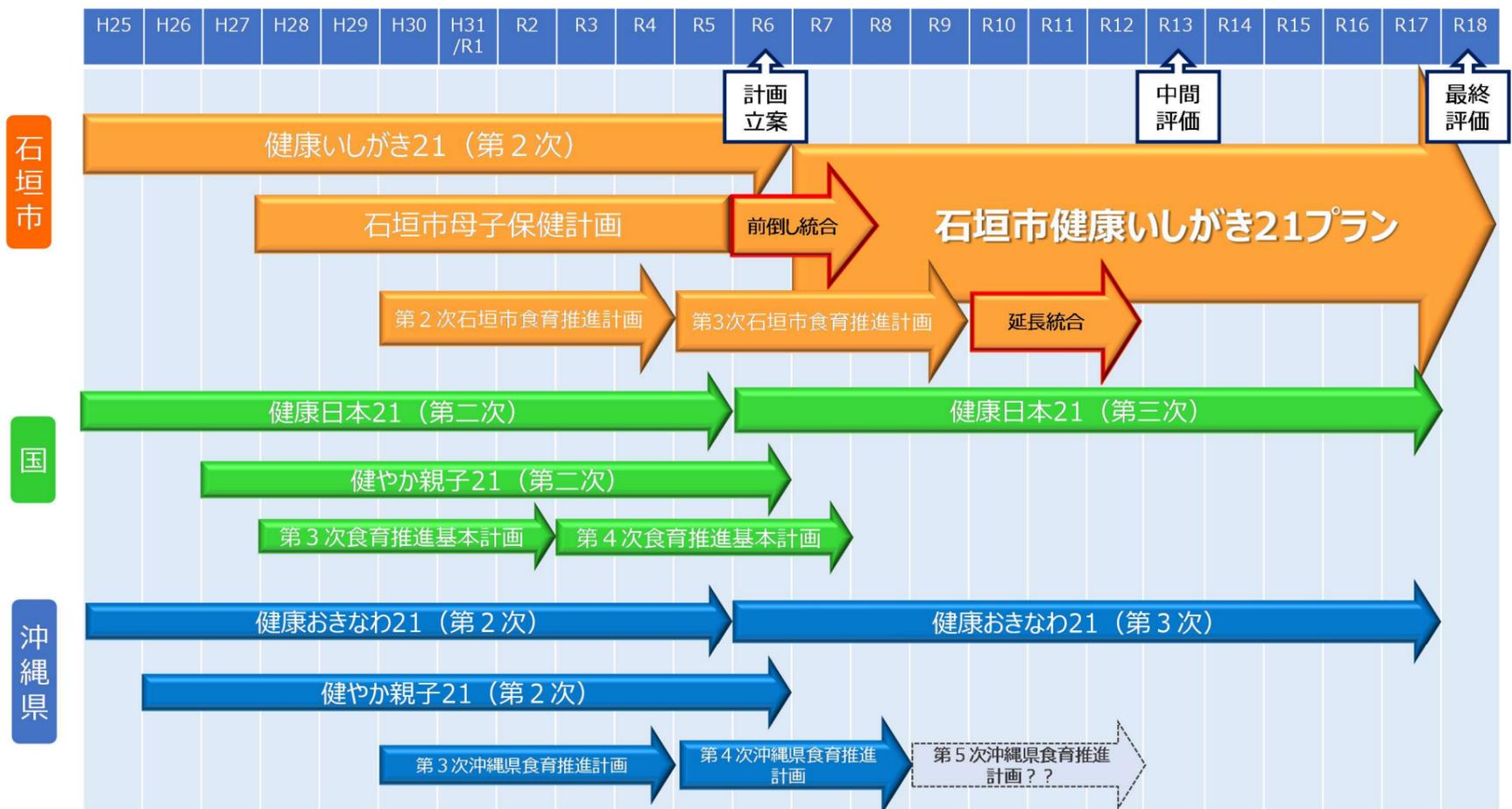
【図表 2】



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間、中間評価を令和13年度、最終評価を令和18年度と予定します。

【図表3】第3次健康いしがき21プラン／計画期間（案）



※ 食育推進計画について

第3次石垣市食育推進計画は、食育の現状について見直し、健康増進計画と重複する部分を統合します。食育推進運動や、農林漁業、食文化の継承等活動については「第3次石垣市食育推進計画」として活動を続けます。第5次沖縄県食育推進計画の動向を勘案し、令和13年度に予定している健康いしがき21プラン中間評価後に統合する方針です。

4. 計画の対象

本計画は、妊娠期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全年齢の市民を対象とします。

5. 計画の推進体制

(1) 庁内外の連携

計画の推進は、市民一人ひとりが健康づくりの意義や必要性等を理解し、自発的に行動できるようにします。また、事業の効率的な実施を図るために庁内関係各課のみならず、医師会等の健康増進事業に携わる各種関係団体との連携・協力のもとに展開します。また、庁内の関連課と市民の健康課題を共有し、各課が所管する事業との関連性を整理します。

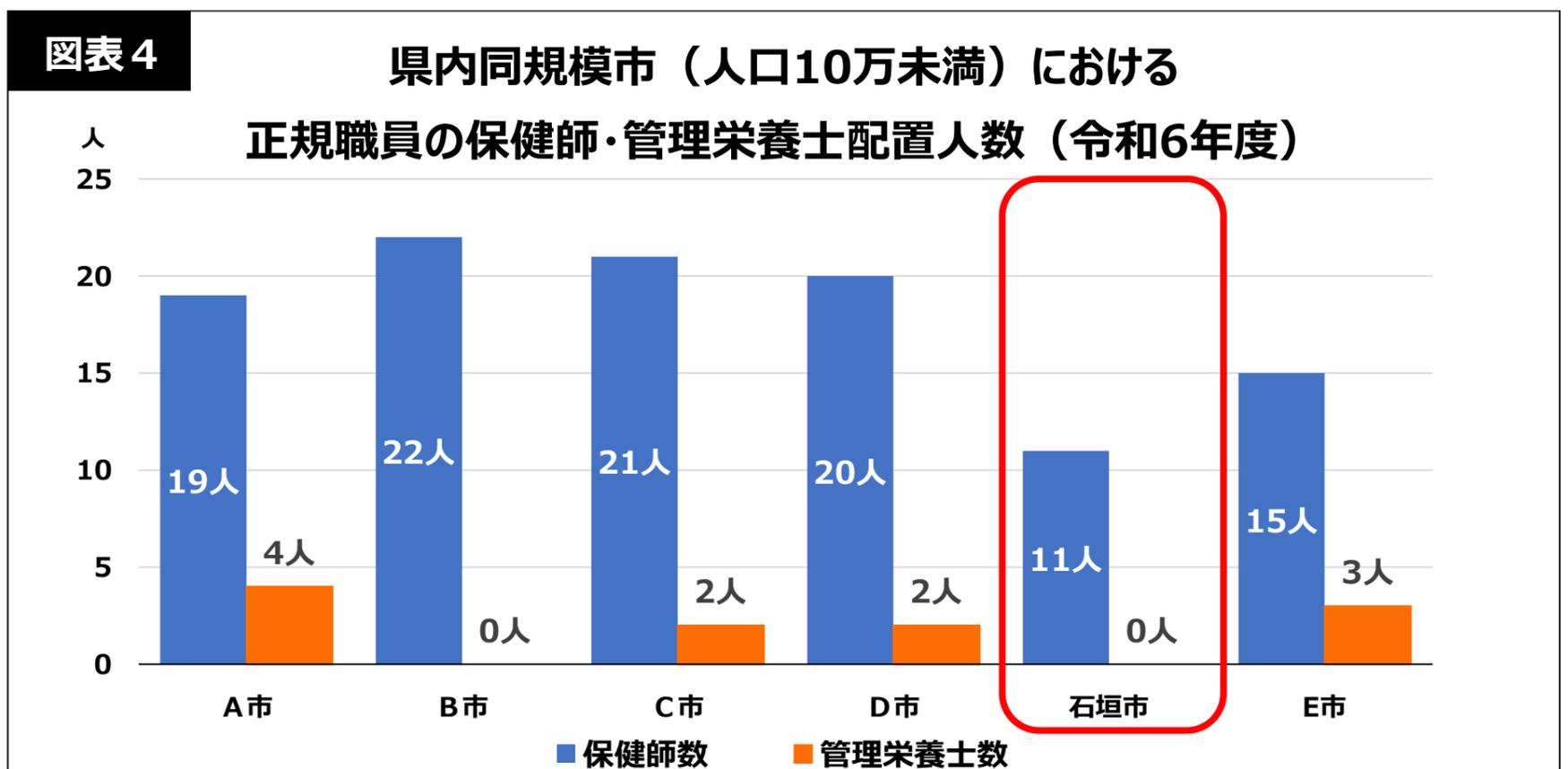
計画策定後は、新たに「石垣市健康いしがき 21 プラン推進協議会」を設置し、毎年度推進協議会を開催します。

(2) 人材の確保

市民の生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、健康づくりの取り組みを支援する人材の確保が重要です。

本市の状況としては、総人口及び高齢化率の増加に加え、生活習慣病などの健康課題、法改正によるこども家庭センターの設置など、保健福祉行政へのニーズも多様化しております。また、年々増加する介護給付費等の社会保障費は市民の健康状態の影響を大きく受けることから、市民一人ひとりが生涯にわたって健康で心豊かな生活を実現することができるよう、どのライフステージにおいても切れ目ない支援を提供できるような体制が重要です。

市は市民の健康の保持増進を図るため、保健師、管理栄養士等を配置しています。保健師、管理栄養士等は市民への個別支援だけではなく、市全体の健康課題を明確にし、効果的な健康づくり施策を推進していく役割があります。今後、効果的かつ効率的な健康の取り組みの推進のためにも人口規模や課題等に応じた人材の体制整備が重要です。



出典：（総人口）各市ホームページ

（配置人数）令和6年度 沖縄県市町村保健師業務研究会

6. 計画の評価方法

取組む目標項目は、既存のデータ等を用い評価します。策定時と中間評価・最終評価時の値を比較しながら目標達成状況を評価します（予定）。

【図表 5】

評 価 項 目	
A	目標を達成している
B	目標を達成していないが改善傾向
C	変わらない
D	悪化している
E	評価困難